



補助金めぐる諸問題

総務部会ひらかる 9/3

案件、規約の改正について

要旨・地主連合町会長を理事に組み入れたこと

・理事の定数に地主連合会長と含むようにした。

・理事は「会務を執行する」を改め、「重要事項を審議する」に改正した。

・五部会を、青森市町会連合会事業部設置要綱に盛つたこと。

案件 市の除排雪計画策定に対する要望事項のとりまとめについて

建設部会ひらかる 9/16

梨木清掃セミナー見学会実施 9/19

中南部地主町内婦人、約五十名募集中
対象二十五町会、市の直勧バス一台利用、

55年度の街灯情報

街灯数 一八、四九三灯

昨年度比 四三七灯増

補助基準 一灯当たり年額 二三五円

補助総額 四九〇五〇、二八七円(年額)

対象町会数 三二四町会(街灯ない町会、下新町、藤戸、梨木、荒井五町)

補助率 五〇%の町会 五三町会

町会支払料金に対する補助の割合 七、四四%

冬に備えて

「ご二二看板残部あります、二入用の町会は早くお申込下さい。(一枚ニカ。四)」

「ボリ袋」注文の方は希望により回覧用紙をお送りします。(事務局渡し紙一冊四カ。四)

配布文書

・一回市民健康ランソン(日暮連)九月三十三日

申込締切は九月十日となりますか、おくれて二ヶ月(三十日)延びますので、

・民營二二該会要望並び回答二部(青森市、帝都)

一部は町会長一部は道宣処理ください。

・政治討論会チラシ、(市選管)

・事務局だより

(アンケート回答、市からもあり大変でしようがよろしくお願い申し上げます)

いろいろな意見を耳にするが、單に思いつきや概念でいづれでなくよく研究の上結果についてもデーターを基礎に、個人エゴの立場からではなく、将来を考えての意見かはしいと思う例とは二つの意見

(一) 現在の40円全額方式を60円全額方式にしてもらいたい。
理由は、電力会社は、当然管理者である自治体が全額支出すべきである。

(二) 街灯は道路につきもの、当然管理者である自治体と大変困る町会としてくる。

(一)の場合

四〇円だけでミラマケ所以上ある。また四〇円とそれ以上支っている町会もある。40円を60円に代えるとその経費はどうするか、代えないとすると一町会内でし40円と60円の二種類の計算が必要、その際50%以下の補助率の町会への工賃みはどうなるか、廢止されると大変困る町会としてくる。

現在の当市の補助方式の方が町を明るくしていき

と思う。

ただ現在青森市の一灯に付くいくらという、灯数制は不合理で危険はある。理由は、灯具の多様化で、こうして一基(電柱一年)二灯とみても、電力会社は一基でも二灯とみているものがある。その区別は素人には全くわからぬ。そこで、支払料金の何%ときめるのが一番よいと思うのだが、どちらが、今迄100%近く補助うけている40円の多い町会は、補助率がさがることになり問題が生じる。

まだ大型電球設置の町会への最低50%補助は優遇ではないかとの意見もあるが、高い電気料を支払って、昔のよう夜間おとこまで営業している時代ではなく、それなりに防犯上、交通安全上、チビ子広場保安上、町会がサビスしているものと考えられる。

いつれにしても、各自バラバラな意見し、部内では自由でないが、対外的には、建設部あたりで充分に研究、討議を重ねてまとめてほしいものである。なお、現在の需用料金は、値上げ以前の灯と値上げ後と違ひ、安い補助は安い方を基準にしている。既設と新設との間に若干の不公平が生じている。玉造電力会社は、新設既設にかわらず、一灯一母五〇円にした方がすこりする既得権の尊重なら、既設のものの電気料金を据えあいたらよい。それとも値上げ云々のための既得権尊重だらうか。